消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和８年 10 月 14 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

〇特記事項あり

ガストーチに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

１．ガス機器・石油機器に関する事故　１件
（うちガストーチ１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故　18 件
（うちプロジェクター１件、照明器具（センサー付）１件、
ディスポーザー１件、電動車いす（ハンドル形）１件、
リチウム電池内蔵充電器７件、ノートパソコン１件、照明器具１件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）３件、
携帯電話機（スマートフォン）１件、充電器１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

５．留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

６．特記事項

株式会社旭製作所が輸入し、岩谷産業株式会社が販売したガストーチについて（管理番号：A202600753）

①事故事象について

株式会社旭製作所（法人番号：5030001017688）が輸入し、岩谷産業株式会社が販売したガストーチにガスボンベを接続して使用中、当該製品とカセットボンベとの接続部分から出火してガスボンベが破裂する火災が発生し、３名が救急搬送されました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（製品回収、製品交換（無償））について

販売事業者である岩谷産業株式会社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、ボンベ接続部の取付けビスの締付け不足により接続部に隙間ができ、ガス漏れが発生し、火災に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2014年（平成26年）12月11日にウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行い、対象製品について製品回収、製品交換（無償）を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202600753）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、品番、ロット番号、販売期間、対象台数

商 品 名	品　番	ロット番号	販売期間	対象台数
トーチバーナー（イワタニお料理バーナープロⅢ）	CB-TC-CPR03	131111 131211 140221 140702	2013年12月 ～ 2014年12月	35,368

2014年（平成26年）12月11日からリコール（回収、交換（無償））を実施
回収率：57.9%（2026年７月２日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による 2013 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第１項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2026年度	0	―	2019年度	1	火災
2025年度	0	―	2018年度	2	火災
2024年度	2	火災	2017年度	2	火災
2023年度	1	火災	2016年度	0	―
2022年度	0	―	2015年度	5 1	火災 火災・軽傷
2021年度	0	―	2014年度	3	火災
2020年度	1	火災	2013年度	0	―

※当該事故（管理番号：A202600753）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法＞

品 番	CB-TC-CPRO3
対象ロット番号	131111・131211 140221・140702
つまみの色	薄紫



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う製品回収、製品交換（無償）を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

岩谷産業株式会社　イワタニお料理バーナー相談室

電　話　番　号：0120(156)269（フリーダイヤル）
0570(200)665（ナビダイヤル）

受　付　時　間：９時～17 時（土・日・祝日を除く。）
※『イワタニお料理バーナー　プロⅢ』の件とお伝えください。

ウェブサイト：https://www.iwatani.co.jp/jpn/important/2014/jpn_topinfo_detail_28.html

本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担　当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）

電　話：03(3507)9204（直通）

ＵＲＬ：https://www.caa.go.jp/

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担　当：日野、松本、中谷

電　話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　　別　紙

1．ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600753	令和8年9月18日	令和8年10月8日	ガストーチ	CB-TC-CPRO3 （岩谷産業株式会社ブランド）	株式会社旭製作所 （岩谷産業株式会社ブランド） （輸入事業者）	火災 軽傷3名	当該製品にガスボンベを接続して使用中、当該製品とカセットボンベとの接続部分から出火してガスボンベが破裂する火災が発生し、3名が救急搬送された。現在、原因を調査中。	東京都	平成26年12月11日からリコールを実施（特記事項を参照） 回収率：57.9%

2．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600748	令和8年8月12日	令和8年10月8日	プロジェクター	火災	異音及び異臭に気付き確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月28日
A202600749	令和8年9月9日	令和8年10月8日	照明器具（センサー付）	火災	公共施設で異臭及び発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	島根県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月10日
A202600750	令和8年9月15日	令和8年10月8日	ディスポーザー	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から25年以上経過した製品
A202600751	令和8年8月30日	令和8年10月8日	電動車いす（ハンドル形）	死亡1名	当該製品で農道を走行中、道から外れて水田に転落し、搬送先の病院で死亡が確認された。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月3日
A202600752	令和8年9月14日	令和8年10月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災 軽傷1名	電車内で当該製品をバッグに入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月29日
A202600754	令和8年9月5日	令和8年10月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月6日
A202600755	令和8年9月12日	令和8年10月8日	ノートパソコン	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月6日
A202600756	令和8年9月22日	令和8年10月8日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600757	令和8年9月3日	令和8年10月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品をリュックサックに入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山口県	令和8年10月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600758	令和8年9月9日	令和8年10月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月10日
A202600759	令和8年9月22日	令和8年10月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	秋田県	令和8年10月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600760	令和8年9月16日	令和8年10月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202600761	令和8年5月30日	令和8年10月9日	バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）	火災	建物1棟を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。出火元を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	令和8年9月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和8年9月4日に公表したバッテリー（リチウムイオン、電動工具用）に関する事故（A202600599）と同一 バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）に関する事故（A202600762）と同一 バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）に関する事故（A202600763）と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月8日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600762	令和8年5月30日	令和8年10月9日	バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）	火災	建物1棟を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。出火元を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	令和8年9月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和8年9月4日に公表したバッテリー（リチウムイオン、電動工具用）に関する事故（A202600599）と同一 バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）に関する事故（A202600761）と同一 バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）に関する事故（A202600763）と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月8日
A202600763	令和8年5月30日	令和8年10月9日	バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）	火災	建物1棟を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。出火元を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	令和8年9月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和8年9月4日に公表したバッテリー（リチウムイオン、電動工具用）に関する事故（A202600599）と同一 バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）に関する事故（A202600761）と同一 バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）に関する事故（A202600762）と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月8日
A202600764	令和8年9月25日	令和8年10月9日	携帯電話機（スマートフォン）	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故（続き）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600765	令和8年9月6日	令和8年10月9日	充電器	火災	当該製品でリチウム電池内蔵充電器を充電中、異音とともに当該製品の電源プラグ部から発火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月30日
A202600766	令和8年9月13日	令和8年10月9日	リチウム電池内蔵充電器	火災	車両内で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	秋田県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月2日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし